（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 ［(1)～(6)　略］ (7)　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (8)　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (9)　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［(10)～(17)　略］ (18)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (19)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［三～十　略］ 十　前条第二項第一号に規定する基地局 ［(1)～(3)　略］ (4)　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。） (5)　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(11)及び(12)に掲げるものを除く。） 十一　前条第二項第二号に規定する基地局 ［(1)～(10)　略］ (11)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項に規定する技術基準 (12)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第八項に規定する技術基準 ［十二　略］	（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［(1)～(6)　同上］ (7)　設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［新設］ ［新設］ ［(8)～(15)　［同上］ (16)　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［新設］ ［三～十　同上］ 十　［同上］ ［(1)～(3)　同上］ (4)　設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(7)及び(8)に掲げるものを除く。） (5)　設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準のうち基地局に係るもの（次号(9)及び(10)に掲げるものを除く。） 十一　［同上］ ［(1)～(10)　同上］ (11)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準 (12)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準 ［十二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

改正後	改正前
（定義） **第三条**　この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 ［一～四の四　略］	（定義） **第三条**　［同上］ ［一～四の四　同上］